

宮古市水産振興ビジョン 「実行計画」

(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

令和7年3月

岩手県宮古市

宮古市水産振興ビジョン「実行計画」

1 策定の趣旨

(1) 策定の目的

宮古市水産振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、水産業の進むべき方向性と、これを達成するための基本的な方針を示すため、2016（平成 28）年からスタートしました。

本市の水産業は、生産の拡大を目的とした「つくり育てる漁業」を中心に地域経済を牽引しています。

本ビジョンでは、水産業が本市の基盤産業として持続・発展していくため、社会情勢の変化や、地域の実情にあわせた振興策を示し、「宮古市総合計画」に掲げる「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を目指し、「活力に満ちた産業振興都市づくり」の実現に取り組んでいきます。

(2) ビジョンの性格

このビジョンは、宮古市総合計画（2025（令和 7）年 3 月策定）を最上位計画とした「宮古市産業立市ビジョン」の政策分野別の実行計画（※）として、水産分野の重点事業（コア・プロジェクト）を定めるものです。

具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

また、国、県及び関係機関に対しては、このビジョンの積極的な支援、協力を要望するとともに、事業者・産業関係団体等に対しては、誘導指針として協力を要請するものです。

(3) 計画期間

2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度

宮古市総合計画

＜分野別基本施策＞

活力に満ちた産業振興都市づくり

宮古市産業立市ビジョン

宮古市農業振興ビジョン

宮古市林業振興ビジョン

宮古市水産振興ビジョン

宮古市商業振興ビジョン

宮古市工業振興ビジョン

宮古市観光振興ビジョン

宮古市港湾振興ビジョン

※政策分野別の実行計画

宮古市産業立市ビジョンでは、政策分野計画として「農業」「林業」「水産」「商業」「工業」「観光」「港湾」の7つの実行計画を位置づけます。

2 目標指標・目標値

宮古市総合計画（後期基本計画）の部門別計画において、次のとおり水産業分野の「目標指標・目標値」を設定しています。

指 標 名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
① 水産業総生産額 (百万円)	5,469 (H28)	5,886 (R3)	6,837 (R9)
② 魚市場水揚量 (t)	23,540	16,560	26,823
③ 養殖漁業生産量 (t)	9,973	2,908	9,888
④ 整備工事实施漁港数 (漁港)	0	5	8
⑤ 老朽化対策工事实施漁港数 (漁港)	0	5	3
⑥ 漁協組合員数 (人)	2,073	1,788	1,788
⑦ 宮古市漁業担い手確保対策事業補助金就漁計画認定者数 (人)	37 (5年間)	27 (5年間)	30 (5年間)
⑧ 宮古水産高校下閉伊管外入学者数 (人)	14 (5年間)	14 (5年間)	40 (5年間)
⑨ 魚市場水揚額 (百万円)	6,452	5,760	8,710
⑩ 閉伊川漁協遊漁券（行使を含む。）発行件数 (件)	4,160	4,808	5,588

※目標値の考え方

- ① 東日本大震災により一旦落ち込んだものの、その後多少の増減を繰り返して、回復してきている。直近5年の最大値であるR1の数値を目指すもの。
- ② 買受人アンケートによる取扱目標量から算出した数値（宮古市魚市場経営戦略数値）
- ③ 養殖漁業者の減少と高齢化を勘案し、直近5年の最大値であるR4の数値を目指すもの。
- ④ 漁港施設整備（防波堤・物揚場・用地 ほか）により漁業作業の効率化を実施する漁港数。
- ⑤ 安全安心な漁業作業環境を確保するために老朽化対策を実施する漁港数。
- ⑥ 高齢化に伴う廃業は避けられないことから、現状組合員数を新規就漁者で維持しようとするもの。
- ⑦ 過去5年間の就漁計画認定者数の1割増加を目指すもの。（30人／5年）
- ⑧ 宮古水産高校への県外からの入学者を4人、県内のうち下閉伊管外の入学者を4人として、5年間で40人を目指すもの。
- ⑨ 買受人アンケートによる取扱目標量から算出した数値（宮古市魚市場経営戦略数値）
- ⑩ 直近5年間の増加件数の平均値と同程度の増加を目指すもの。（130件/年）

3 重点事業（コア・プロジェクト）

このビジョンを実行するため、具体的に取り組む施策を重点事業（コア・プロジェクト）と位置づけ、次のとおり示します。

重点事業Ⅰ．「生産の拡大」（SDGs②⑧⑭⑰）

関連基本事業…「1 生産の拡大」

項目	事業内容
生産の拡大 (うみだす)	(1)つくり育てる漁業の新たな展開 ・海洋環境の変化を踏まえて、サケ・マス類を中心とした宮古トラウトサーモン等の海面養殖を強化し、安定的な生産に取り組む。 ・栽培漁業（アワビ、ヒラメ等）を推進し、引き続き水産資源の維持・増大を目指す。 ・畜養事業（ウニ、ナマコ等）を推進し、水揚の安定化を図る。 ・ワカメ、コンブ等の海藻類やカキ、ホタテ等の貝類の養殖において、海洋環境の変化に適応するための取り組みを支援する。 ・新たな魚種等の研究に取り組む。 (2)遠洋沖合漁業の支援 ・買受人の誘致等を行い、買受能力及び受入体制の強化を図る。 ・入港する漁船への補助制度の拡充を図る。 ・新たな漁業種を含めて、廻来船の積極的な誘致を行う。 (3)水産加工業の支援 ・市内水産加工業の拡充を図る。 ・水産加工品製造に係る原材料の確保を支援する。

重点事業Ⅱ．「担い手対策」（SDGs②④⑧⑭⑰）

関連基本事業…「2 漁港・漁場・漁村の整備」、「4 担い手の確保・育成」

担い手対策 (はぐくむ)	(1)担い手の確保・育成 ・新規就漁者の増加を図るため、宮古市の水産業の魅力を全国にPRするとともに、漁業担い手対策事業補助金の対象要件の見直しを行う等、就漁希望者の増加及び水産業に着業できる体制づくりに取り組む。 ・水産業の魅力を伝えるため、市内外の児童・生徒を対象とした体験学習授業等を実施する。 ・宮古市の水産業における新規就業者の確保に向けて、宮古水産高校に全国から生徒を募集するため、首都圏等でのイベント参加に
-----------------	---

	よる PR 活動や市外から入学する生徒に対し、家賃補助等の支援を行う。 ・地域おこし協力隊等のUターン・Iターン等による新規就漁者の増加に向けて、積極的に地域や水産業の魅力発信を行う。 (2)漁村の賑わい創出 ・漁村の活性化を図るため、漁港施設や新鮮な水産物などの地域資源を最大限活用する海業を推進する。 ・漁港施設を活用したマリンスポーツの普及に向けて、関係団体と連携を図る。
--	--

重点事業Ⅲ.「水産物ブランド化」(SDGs②⑧⑭⑮⑰)

関連基本事業…「5 流通加工体制の整備」、「6 河川漁業の推進」

水産物ブランド化 (うりこむ)	(1)水産物の PR ・イベント（宮古トラウトサーモンまつり、宮古真鱈まつり等）の開催や SNS の活用等により、地域ブランドとして本市の水産物・水産加工品の情報発信を行う。 (2)流通体制の構築 ・高速交通網を生かした効率的な流通体制の構築に取り組む。 (3)河川漁業の推進 ・遊漁者の裾野を広げる取り組みを支援し、アユ、サクラマス等の資源を活用した産業振興やブランド化を図る。
--------------------	---

重点事業Ⅳ.「基盤整備・強化」(SDGs②⑧⑨⑭⑰)

関連基本事業…「2 漁港・漁場・漁村の整備」、「3 経営基盤の強化」

基盤整備・強化 (そなえる)	(1)漁港・漁場の整備 ・水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する岸壁等の施設整備を推進する。 ・地震・津波・高波・集中豪雨等の自然災害に備えた防波堤等の漁港施設や河川施設の防災減災対策を推進する。 (2)漁場環境の保全 ・関係機関・団体と連携し、ウニの間引き（移植）や昆布移植基材を活用したソフト対策とブロック設置などのハード対策を一体的に進め、藻場の再生に取り組む。 ・漂着物の処理等、漁場環境の健全維持に取り組む。 ・植樹活動を支援するほか、河川環境や漁場環境の保全に取り組む。
-------------------	---

	・宮古市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、カワウ等の食害防除対策に取り組む。 (3)経営基盤の強化 ・資本整備の高度化、経営の近代化に資する漁業近代化資金の利子補給を行う。 ・海洋環境等の変化に対応した新たな漁法に係る漁具の購入等を支援し、陸揚作業などの効率化・軽労化を推進する。
--	---

4 施策の推進

施策の推進にあつては、宮古市産業振興条例（平成 28 年 3 月 28 日、条例第 21 号）に示す基本理念に基づき、市、事業者、産業関係団体及び市民の相互協力により推進します。

また、具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

なお、産業振興施策を推進するため、「宮古市産業立市ビジョン策定委員会」委員や学識経験者などで構成する「宮古市地域経済活性化連携会議」を設置し、毎年度、これら計画や予算等について進行管理・実績評価、意見交換を行います。

「宮古市水産振興ビジョン」の実績検証 2024(令和6)年5月

1 計画の期間

2022（令和4）年から2024（令和6）年までの3年間

2 基本目標（数値目標）の実績

近年、台風や低気圧による高波及び海水温の上昇等、海洋環境は大きく変化している。水産業総生産額や魚市場水揚額は横ばいまたは増加傾向にあるが、これは水揚量の減少等による単価高騰が影響しているもので、水産加工業への影響等、依然として厳しい状態が続いている。主力魚種の水揚げが減少している一方で、増加傾向にある魚種もあることから、そのような魚種の変化を踏まえた流通加工体制の整備や栽培漁業・養殖漁業の推進が課題である。

また、高齢化や人口減少により、漁業の担い手確保が大きな課題となっている。支援制度の拡充や水産高校の入学者確保に係る取り組み強化に加えて、水産業を身近に感じる取り組みやPR活動を実施する必要がある。

基本目標	参考 2019(R1)	参考 2020(R2)	参考 2021(R3)	実績 2022(R4)	実績 2023(R5)	達成度 (%)	目標 2024(R6)
水産業総生産額 (百万円)	(H29) 5,969	(H30) 6,282	(R1) 6,837	(R2) 6,518	(R3) 5,886	97.0	(R4) 6,071
魚市場水揚量 (t)	18,973	21,683	24,149	20,315	16,560	42.4	39,100
養殖漁業生産量 (t)	9,348	8,112	9,132	9,888	2,908	27.2	10,683
整備工事実施漁港数 (漁港)	5	5	5	5	5	62.5	8
老朽化対策工事実施 漁港数 (漁港)	4	5	5	5	5	83.3	6
漁協組合員数 (人)	2,041	2,002	1,914	1,850	1,788	86.3	2,073
宮古市漁業担い手確 保対策事業補助金就 漁計画認定者数(後継 者除き) (人)	1	3	0	2	2	26.7	30 (5年間)
魚市場水揚額 (百万円)	4,971	4,888	3,996	5,234	5,760	68.7	8,380
閉伊川漁協遊漁券(行 使を含む。)発行件数 (件)	3,446	3,569	3,915	4,231	4,808	115.6	4,160

※達成度(%)は、目標値に対する直近の実績値との比較

※水産業総生産額は、海面漁業及び海面養殖漁業と内水面漁業及び内水面養殖漁業の生産額の合計

※養殖漁業生産量の R5 実績は、令和6年2月の低気圧による強風及び高波の被害により、例年2～3月に行われるワカメの出荷が、4月以降に実施されたため、例年に比べて大きく減少したもの

資料

○宮古市産業振興条例

平成 28 年 3 月 28 日 条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、基本理念を定め、市、事業者及び産業関係団体の役割及び責務を明らかにするとともに、産業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (2) 産業関係団体 商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光文化交流協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、産業関係団体及び市民が相互に協力して推進されなければならない。

(基本方針)

第 4 条 市における産業の振興は、次に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

- (1) 事業者が自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。
- (2) 事業者が他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。
- (3) 事業者が環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 市、事業者及び産業関係団体が相互に連携して、市の特徴を生かした産業を発展させること。
- (5) 市、事業者及び産業関係団体が社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

(市の役割及び責務)

第 5 条 市は、事業者及び産業関係団体と連携し、産業の振興に関する施策を推進するものとする。

2 市は、産業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び岩手県その他の地方公共団

体との連携に努めるものとする。

3 市は、事業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

（事業者の役割及び責務）

第6条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるものとする。

2 事業者は、産業関係団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業の振興に関する施策及び産業関係団体が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

3 市内の商店街において事業を営む者は、当該商店街で事業を営む者が組織する産業関係団体に加入するよう努めるものとする。

（産業関係団体の役割及び責務）

第7条 産業関係団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、情報の発信に努めるとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、主体的に、又は市と連携して、産業の振興に関する施策及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第8条 市民は、産業の振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深めるとともに、市が行う産業の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

（産業の振興に関する意見交換会の開催）

第9条 市長は、産業の振興に関する施策を推進するため、意見交換会等の必要な会議を開催するものとする。

（補則）

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

宮古市水産振興ビジョン策定委員会要綱

平成 27 年 6 月 15 日 告示第 117 号

改正 平成 27 年 8 月 5 日 告示第 159 号

(設置)

第 1 条 宮古市水産振興ビジョンの策定に関し意見を求めるため、宮古市水産振興ビジョン策定委員会を置く。

(組織)

第 2 条 宮古市水産振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）は、委員 17 人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 公募による者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から宮古市水産振興ビジョンの策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、産業振興部水産課において処理する。

(補則)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 8 月 5 日から施行する。

宮古市水産振興ビジョン策定委員会 委員名簿

(任期：令和6年8月2日から策定完了まで)

No.	役職	所属等	職 名	氏 名
1	委員長	宮古漁業協同組合	参事	寺井 繁
2	副委員長	岩手県沿岸広域振興局水産部 宮古水産振興センター	所長	佐藤 一彰
3	委 員	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所	管理部門特任部長	湯浅 啓
4	委 員	岩手県立宮古水産高等学校	校長	伊東 道夫
5	委 員	重茂漁業協同組合	参事	佐々木 克敏
6	委 員	田老町漁業協同組合	参事	前田 宏紀
7	委 員	閉伊川漁業協同組合	参事	畠山 格久司
8	委 員	岩手県底曳網漁業協会	参事	藤原 修一
9	委 員	宮古水産物商業会	理事	伊藤 稔
10	委 員	宮古水産加工業協同組合	組合員	佐々木 元
11	委 員	宮古冷凍事業協会	会員	須藤 一保
12	委 員	宮古漁業協同組合	女性部監事	八木澤 節子
13	委 員	重茂漁業協同組合	女性部長	盛合 敏子
14	委 員	田老町漁業協同組合	女性部副部長	大澤 糸子
15	委 員	公募委員		伊藤 隆司

(敬称略)